

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 4 日

各都道府県「地域人口の急減に対処するための
特定地域づくり事業の推進に関する法律」担当課 御中

総務省地域力創造グループ
地 域 振 興 室

人口急減地域における特定地域づくり事業の推進について

日頃より地域活性化の推進のため、格別の御配慮・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号。以下「法」という。）」及び「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 11 号）」が施行されました。

法の公布及び法に基づく特定地域づくり事業協同組合制度の導入に伴う運用上の留意事項その他円滑な施行のために必要と考えられる事項等については、下記のとおりお知らせしております。各都道府県におかれては、これらの通知及び事務連絡を踏まえ、人口急減地域における特定地域づくり事業の推進について、積極的に取り組みいただくよう格別の御配慮をいただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

- ① 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の公布について（通知）（令和元年 12 月 4 日付け総行地第 111 号・厚生労働省発職 1204 第 1 号総務大臣・厚生労働大臣通知）
- ② 特定地域づくり事業推進交付金交付要綱及び特定地域づくり事業推進交付金実施要領について（令和 2 年 3 月 31 日付け総行地第 55 号総務大臣通知）
- ③ 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）ガイドラインについて（通知）（令和 2 年 3 月 31 日付け総行地第 56 号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）
- ④ 特定地域づくり事業協同組合制度に係る Q & A について（令和 2 年 3 月 31 日付け事務連絡）
- ⑤ 特定地域づくり事業の推進のための特別交付税措置等について（通知）（令和 2 年 3 月 31 日付け総行地第 57 号総務省地域力創造グループ地域振興室長通知）
- ⑥ 特定地域づくり事業の推進のための特別交付税措置について（本日付け事務連絡）

担 当：地域振興室 岩田、今岡
連絡先：03-5253-5534
chishin@soumu.go.jp